ウ　棟名　仮消火ポンプ室　建物用途　ポンプ室　構造及び階数　Ｓ造１階　建築面積　３㎡　延べ面積　３㎡　工事種別　新築

エ　工事種目　建築一式工事（電気設備工事一式、機械設備工事一式を含む。）

オ　その他　工作物（メッシュフェンス、キュービクル基礎、キャスターゲート）、外構、取壊し、屋外設備、受変電設備移設等（詳細は入札説明書による。）

⑹　工期　契約締結日から令和10年３月10日まで（指定部分：仮庁舎の基礎・土間及び本体、令和９年８月６日まで）

⑺　使用する主要な資機材　入札説明書（概略図面）を参照すること。

⑻　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。

⑼　本工事は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加する入札時積算数量書活用方式の対象工事である。

⑽　本工事は、建設業法（昭和24年法律第100号）第26条第３項第１号の規定の適用を受ける監理技術者又は主任技術者及び同項第２号の規定の適用を受ける監理技術者の配置は認めない。

⑾　本工事は、猛暑による作業不能日数を見込んだ工事である。

⑿　本件入札手続は、下記４に定めるとおり、入札参加申請手続、入札手続等を電子調達システム（政府電子調達（ＧＥＰＳ）（https://www.p-portal.go.jp/））により行う。

なお、電子調達システムにより難い者は、支出負担行為担当官の承認を得た場合に限り、入札参加申請手続及び入札手続のすべてを書面により行うこと（本件入札手続において「紙入札方式」という。）ができる。

２　競争参加資格

下記の条件を満たしていること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、予決令第70条における特別の理由がある場合に該当する。

⑵　本工事の業種区分（建築一式工事）において、法務省の令和７・８年度における建設工事の一般競争参加者の資格の認定を受けていること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、法務省が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再認定を受けていること。）。

⑶　法務省の令和７・８年度における建築一式工事の一般競争参加資格の認定の際に算出して得た総合数値が、1,200点以上Ⓐであること。

⑷　平成23年度以降に、建築一式工事の元請として完成引渡しが完了した次に掲げるアヌはイの基準を全て満たす本工事と同種又は類似の工事（以下「同種又は類似工事」という。）の施工実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ア　同種工事

㋐　建物用途　庁舎（法務省収容施設を含む。）

㋑　構造　Ｓ造、ＲＣ造又はＳＲＣ造。Ｓ造は軽量鉄骨造を含む。ＲＣ造及びＳＲＣ造には、ＰＣ造及びＰＣａ造を含む。

㋒　階数　地上２階建以上

㋓　建物規模　延べ面積2,500㎡以上

㋔　建築種別　新築又は増築（増築は増築部分が条件を満たすこと。）

㋕　工事種目　建築一式工事

㋖　施工期間　地業工事の着手から完成まで施工していること。

イ　類似工事

㋐　建物用途　事務所又は庁舎若しくは事務所の類似施設

㋑　構造　上記ア㋑に同じ

㋒　階数　上記ア㋒に同じ

㋓　建物規模　上記ア㋓に同じ

㋔　建築種別　上記ア㋔に同じ

㋕　工事種目　上記ア㋕に同じ

㋖　施工期間　上記ア㋖に同じ

⑸　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者（監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者）を本工事に専任で配置することができること。

ア　一級建築施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

イ　上記⑷に掲げる同種又は類似工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上の場合のものに限る。）。

ただし、上記経験について、建物規模の基準は同種工事・類似工事ともに1,250㎡以上とする。

ウ　所属建設業者から入札の申込みのあった日以前に同建設業者と３か月以上の雇用関係にあること。

⑹　主任技術者又は監理技術者の専任期間は以下のとおりである。

ア　契約締結日の翌日から工事の始期までの期間については、主任技術者又は監理技術者の設置を要しない。

イ　契約締結日の翌日から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間）については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。

ウ　工事完成後、検査が終了し（発注者の都合により検査が遅延した場合を除く。）、事務手続後、後片付け等のみが残っている期間については、発注者と受注者の間で書面により明確にした場合に限って、主任技術者又は監理技術者の工事現場での専任を要しない。なお、検査が終了した日は、発注者が工事の完成を確認した旨、受注者に通知した日とする。

⑺　競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、平成７年１月23日付け法務省営第191号会計課長通達「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領の制定及び運用について」に基づく指名停止を受けていないこと。

⑻　上記１に示した工事に係る設計業務等の受注業者（協力事務所を含む。以下同じ。）でないこと又は当該受注業者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。

⑼　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照）。

⑽　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑵の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

⑾　警察当局から、暴力団が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずる者として排除要請があり、法務省大臣官房施設課長が契約の相手方として不適当であると認めていないこと。

３　入札時積算数量書活用方式に関する事項

⑴　入札時積算数量書活用方式は、入札時において発注者が入札時積算数量書を示し、入札参加者が入札時積算数量書に記載された積算数量を活用して入札に参加することを通じ、工事請負契約の締結後において、当該積算数量に疑義が生じた場合に、発注者及び受注者は、入札時積算数量書に基づき、積算数量に関する協議を行うことができるものである。

なお、入札時積算数量書に記載された積算数量については、当該積算数量に基づく工事費内訳書の提出や契約締結後における工事の施工を求めるものではない。

⑵　受注者は、入札時積算数量書に記載された積算数量に疑義が生じた場合は、直ちに協議を求めるものとする。

ただし、当該疑義に係る積算数量の部分の工事が完成した場合、協議を求めることができないものとする。

⑶　受注者からの請求による⑴の協議は、入札時積算数量書における当該疑義に係る積数量と、これに対応する工事費内訳書における当該数量とが同一であると確認できた場合にのみ行うことができるものとする。

⑷　⑴の協議（発注者が請求する場合も含む。）は、入札時積算数量書に基づき行うのとする。ただし、入札時積算数量書の細目別内訳において数量を一式としている細目（設計図書において施工条件が明示された項目を除く。）を除く。